

税負担の公平性を確保するために

滞納整理を強化しています

道路や公園の整備をはじめ、福祉や教育、消防、ごみ処理など、個人や民間の団体では提供できない公共サービスは、皆さんが納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。このことから、市では滞納整理を強化しています。

悪質滞納者には滞納処分で差し押さえ

再三の催促にもかかわらず、相談なく税金を納めない悪質な滞納者に対しては、滞納処分により財産を差し押さえます。

●差し押さえる対象財産

債権／預貯金、給与、生命保険、売掛金、所得税還付金、賃料
不動産／土地、建物
無体財産権／信用組合や農業協同組合などの出資金
動産／自動車、絵画など

期限内に納付を納付方法はいろいろ

●口座振替が便利

自動的に預金口座から引き落としになるので、納付のたびに市役所や金融機関に足を運ばなくて済みます。

口座振替を希望する人は、預金通帳と届け出印を持って、市指定の金融機関に申し込んでください。

※市指定の金融機関は、納付書に記載されています。

●コンビニエンスストア(コンビニ)でらくらく納付

24時間納付することができ、手数料も掛かりません。

※利用できるコンビニは、納付書に記載されています。

●休日・夜間納税窓口を開設
昼間や平日に、納付や納税相談を行うことができない人のため、休日(毎月第4日曜日)および



滞納処分の流れ

納税通知発送



督促・催告

納期限を過ぎると、督促状(手数料: 1通50円)を発送します。延滞金(年14.6%)が加算されます。

それでも納付されない場合は、書面や電話などで催促します。



財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ滞納者が所有する財産の調査を行います。

※この調査は、本人の承諾なしで行えます。



財産差し押さえ

再三の催促にもかかわらず、相談なく税金を納めない場合、滞納処分により財産を差し押さえます。



換価処分

(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時取立、不動産は公売(売却)により金銭にし、税に充当します。

【平成23年度の差し押さえ実績】

種 別	件 数
預貯金	106
給与	17
生命保険	63
国税還付金	19
不動産	3
その他	1
合計	209

※市税に3,113万8,926円を充当しました。

問い合わせ先
税務課収税班

☎ 62・5322

種 別	納 期
市県民税	6・8・10月、 翌年1月 (4期)
固定資産税	5・7・9・12月 (4期)
軽自動車税	5月 (全期)
国民健康保険税	6月～翌年1月 (8期)

●市税の納期一覧

納期限は各月の末日(12月は25日)で、休日の場合は休日後の平日になります。

び夜間(月2回)に窓口を開設しています。

※日時などは、広報で確認してください。